

〔第3号議案〕 会費規則の一部改定について
会費規則・第2号〔会費の種類〕の(3)賛助会員の会費改定承認の件

- 1 対 象 賛助会員（任意団体、個人、他の地域に所在する法人）
- 2 会 費 現行・年会費 3,000円 改訂後・年会費 6,000円
- 3 実 施 日 平成27年4月1日

【参 考】 現行・年会費3,000円は、平成24年度・第39回通常総会第6議案
（一般社団法人への移行に関する決議）その4（会費規則）で承認、平成25年
4月1日より施行された。
（なお、平成24年度までの年会費は6,000円以上）